

要旨

本法律案は、外国人登録事務の簡素化及び合理化を図り、財政支出の効率化に資するため、必要な措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、新規登録、登録証明書の引替交付、再交付及び登録事項の確認の各申請に際し写真三葉を提出することとなつてゐるのを、二葉で足りることとする。

二、市町村長は、登録原票の写票二葉を作成し、都道府県知事及び都道府県知事經由法務大臣に各一葉を送付することとなつてゐるのを、一葉を作成して都道府県知事經由

由法務大臣に送付すれば足りることとし、都道府県知事の行うこととなつてゐる写票の分類整理事務を廃止すること。

三、返納された登録証明書を市町村長から法務大臣に送付させる手続を廃止すること。

四、本法律は、昭和五十七年四月一日から施行すること。

委員長報告

供託法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

○大蔵委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

1	番号	件名	提出者	予備送本院へ	提出月日	参議院	衆議院	備考
		昭和五十六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案	大蔵委員長 (五、二二〇)	五、二二〇	五、二二〇	付託 (五、二二〇) 議決 可決	付託 (五、二二〇) 議決 可決	

昭和五十六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（衆議院提出）
第一号（衆議院提出）

五六、一一、一〇 衆委員長提出

衆可決

一一、一三 参可決

要旨

本法律案は、一年限りの特例措置として、昭和五十六年分の所得税について、特別減税を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特別減税の額は、本人五百円に控除対象配偶者又は扶養親族一人につき五百円を加算したものとし、その金額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合には、当該特別減税前の所得税額相当額とする。

二、特別減税の実施方法については、確定申告者は、昭和五十六年分の所得税に係る確定申告書の提出の際に、特別減税前の所得税額から控除し、給与所得者は、昭和五十六年中の給与等の年末調整の際に、年末調整による年税額から特別減税の額を控除する。

なお、本法律施行に伴う租税の減収見込額は、約四百八

十四億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、一年限りの特例措置として、昭和五十六年分の所得税について特別減税を行おうとするものであります。

特別減税の額は、本人五百円、控除対象配偶者または扶養親族一人につき五百円とし、特別減税の実施方法については、申告所得者は確定申告書の提出の際に、給与所得者は年末調整の際に、年税額から特別減税の額を控除することとしております。

なお、特別減税による租税の減収額は約四百八十四億円と見込まれております。

委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。